

A3204 ウェブ公開ガイドライン

2009年2月12日制定

1. 目的

このガイドラインは、同志社大学情報システム利用内規に基づき、各種コンテンツや情報の、ウェブを用いた正確かつ、安心・安全な公開に資することを目的とする。

2. 対象

このガイドラインは、学内又は学外のウェブサーバを用いて本学に関わる情報発信を行う全ての学生・教職員等（以下「発信者」という。）を対象とする。コンテンツ作成を外部業者に委託する場合も、コンテンツの内容に関する責任は発信者のみならず本学にも帰するので留意すること。

3. 各種利用規程の遵守

ウェブ公開を行う場合は、本ガイドラインのほか、関連する情報システムの利用に関する規程類及び SINET 等、上流となるネットワークの利用規程類を遵守すること。

4. ウェブの公開に係る全般的な注意事項

4.1 知的財産権の保護

他者の知的財産権を侵害してはならない。ウェブ公開時には著作権侵害が発生しやすいので注意すること。

4.2 肖像権・パブリシティ権に対する注意

(1) 人は、人格権的な権利として肖像権を有するとされている。他人の顔が写っている写真等を掲載する場合は、肖像権に注意すること。

(2) 著名人の場合は、経済的な利益という観点からパブリシティ権を有するとされている。芸能人やスポーツ選手等の写真は無許諾で掲載しないこと。

(3) 自身の肖像写真を掲載する場合も、顔を露出する際のリスクを考慮すること。

4.3 他者に迷惑をかけるような情報発信の禁止

誹謗中傷やプライバシーを侵害する情報など、他者に迷惑をかけるような情報を発信してはならない。

4.4 研究成果や研究途中の情報を掲載する場合の注意

研究成果や研究途中の情報を掲載する場合は、公開に問題がないか留意すること。

4.5 企業名やロゴなどの扱い

学会やシンポジウム等で協賛企業のロゴを使用する場合は、事前に相手側と協議すること。

4.6 公序良俗に反する情報発信の禁止

違法な情報はもちろんのこと、公序良俗に反する情報や有害情報を発信してはならない。

4.7 ユニバーサルデザイン

ウェブページは全世界に向けて発信される。上記の諸注意に加え、文字の大きさや配色等についても、閲覧者に配慮したウェブページを作成すること。

5. デジタルアーカイブ

古典資料等のデジタルアーカイブをウェブで公開する場合は、各種権利処理が済んでいることを確認すること。

6. リンク

リンクの設定自体は、慣習上、相手の許諾を得ることなしに自由に行えるものとされている。しかし、トップページ以外の他の階層に直接リンクを設定する場合は、必ずしもその限りではないので注意すること。他のウェブサイトへのリンクは、対象ウェブサイトのトップページに設定することが望ましい。

7. 安全性の確保

7.1. セキュリティの確保

- (1) ウェブページの作成時には、セキュリティの確保に注意すること。
- (2) ウェブサーバの管理を行う場合は、OS や各種ソフトウェア等は修正パッチ等を適用し、恒常的に最新の情報を保つこと。
- (3) コンテンツの作成を外部の業者に委託する場合や、外部のホスティングサービスを利用する場合も同様の配慮を行うこと。

7.2 CGI*¹の使用上の注意

- (1) ウェブページ内にて CGI を使用する場合は、その安全性に十分配慮すること。
- (2) ウェブページの作成者と当該ウェブサーバの管理者とが異なる場合は、管理者が許可したもの以外の CGI を使用しないこと。

7.3 SSL/TLS 通信の使用

パスワードや個人情報を入力するページでは、必ず SSL/TLS などで保護された通信を用いること。

7.4 ウェブページの容量及びセッション数への配慮

利用者の通信環境及びウェブサーバの安定稼働に配慮したウェブページ作成を心がけること。

- (1) 画像ファイルは適切な大きさ、解像度に変換すること。
- (2) flash 等の大容量コンテンツは、スキップする手段を提供すること。
- (3) 透明画像を利用したレイアウト調整はできる限り避けること。
- (4) 単一ページ内に必要以上に多数の画像を配置しないこと。

7.5 隠しディレクトリ*²の禁止

発信者が公開すべきでないとは判断した情報は、たとえ、公開ウェブページから直接リンクが設定されない隠しディレクトリであったとしても、ウェブサーバの公開対象領域に保存してはならない。

8. ウェブサイトや掲示板の管理者の責任

- (1) 「プロバイダ責任制限法」では、ウェブサイトの管理者も「特定電気通信役務提供者」*³として同法上の責任と義務を負うので注意すること。
- (2) トップページに、ウェブサイトの管理者の連絡先を明示すること。
- (3) 公開掲示板（BBS）等を開設する場合は、その運用に配慮し、ウェブサイトの管理者が定期的に内容を確認すること。
- (4) ウェブサイトの管理者は、コンテンツ等で権利侵害があると判断した場合、速やかにその情報を削除する等、当該情報が公開されない状態にすること。
- (5) 権利侵害を受けた者又は捜査機関等から、発信者情報の開示請求があった場合も、法的拘束力のある書類（裁判所の令状など）がない限り、これに応じないこと。

9. 相談窓口

- (1) ウェブ公開に関して、緊急時の対応が必要な場合は、統括責任者又は IT サポートオフィスに連絡し、指示に従うこと。
- (2) このガイドラインの内容について不明な点がある場合は、IT サポートオフィスに相談すること。

10. 事務

このガイドラインに関する事務は、企画部企画室情報企画課及び総務部庶務課が取り扱う。

附 則

このガイドラインは、2009年4月1日から施行する。

用語集

*1 CGI (シージーあい ; Common Gateway Interface)

ウェブサーバが、ウェブブラウザからの要求に応じて、プログラムを起動するための仕組み。従来、ウェブサーバは蓄積してある文書をただ送出するだけであったが、CGI を使うことによって、プログラムの処理結果に基づいて動的に文書を生成し、送出することができるようになった。

出典：IT 用語辞典 e-Words (<http://e-words.jp/w/CGI.html>)

*2 隠しディレクトリ

ウェブサーバの公開対象ディレクトリ内に保存されている下位ディレクトリの内、公開しているウェブページからのリンクが設定されていないものを隠しディレクトリという。隠しディレクトリとその内部に保存されたファイルは、該当する URL を直接入力した場合にはその内容がウェブブラウザに表示されてしまう。また、ウェブサーバの設定に不備がある場合には、ファイル一覧の表示も可能となってしまう、情報漏えいの原因となりやすい。このため、そもそも外部の人の目に触れると不都合な情報はウェブサーバの公開対象ディレクトリには保存してはならない。

*3 特定電気通信役務提供者

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（通称「プロバイダ責任制限法」）では、特定電気通信設備（特定電気通信の用に供される電気通信設備）を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を**特定電気通信役務提供者**と規定している。他人に対し電気通信の手段を提供しているものが相当する。インターネット商用プロバイダの他、ネットワーク接続を提供している大学も含まれる。平成 19 年度には大阪地裁にて、レンタル掲示板サイトで掲示板を開設した掲示板の管理者も特定電気通信役務提供者に相当するという判断がなされている（平成 19（ワ）6473 損害賠償請求事件）。